## 平成26年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	19		府省庁名 厚生労働省
対象	税目	個人	人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ( )
要項目		交際	祭費課税の見直し
要望(概		飲	祭費課税について、中小法人の交際費課税の特例 (800 万円まで全額損金算入可能) を 2 年間延長するとともに、 食店等における消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、大法人についても、その適用範囲を含め、所 の見直しを行う。
			交際費課税の見直しが認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用す 、(国税との自動連動を図る。)
関係	条文	地	方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法292条第1項第3号
減 見辺			切年度] — ( — ) [平年度] — ( — ) 改正増減収額] — (単位:百万円)
要望	理由	7	1) 政策目的 法人企業の営業活動の促進による収益機会の向上や飲食店営業等の需要の喚起を図ることにより、我が国の経済 舌性化を図る。
		影響	2) 施策の必要性 交際費については、1990 年代初頭の約 6 兆円から 3 兆円を割る水準まで半減し、飲食店等の需要にマイナスの 響を及ぼしている。 こうした中で、本税制措置は、飲食店等の需要を喚起するとともに、企業活動を活性化させるものである。現下
		の約	経済情勢には明るい兆しも見えつつあるものの、これを着実かつ本格的な景気回復の軌道につなげられるよう 中小企業が大部分を占める飲食店等への消費の拡大を通じた経済の活性化を図る必要がある。
		図る	交際費は、本来、企業の大小を問わず、企業ビジネス上必要な経費である。消費の拡大を通じた経済の活性化を る観点からすれば、中小法人だけでは効果が限られているので、大企業も含めた見直しが必要である旨が生活衛 関係営業活性化のための税制問題ワーキンググループでも指摘されている。
		127	なお、所得税法等の一部を改正する法律の附則第 108 条において、平成 25 年度中に、交際費等の課税の在り方ついて、消費の拡大を通じた経済の活性化を図る観点から、その適用範囲を含め、検討することし、その結果に づき、必要な措置を講ずるものとされている。
本要 対応 縮源	する	_	
			ページ

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	基本目標 II 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標 5 生活衛生の向上・推進を図ること 施策目標 1 生活衛生関係営業の衛生水準の確保及び振興等により、生活衛生の向上、 増進を図ること				
	政策の 達成目標	本税制措置により事業活動を活性化させ、我が国経済の持続的な成長軌道に乗せることで、中小企業を始め幅広い層の企業や国民が成長の果実を享受することを目指す。その達成度を検討するため、具体的には、「全産業の業況判断DI」(「日銀短観」(日本銀行)、「中小企業の業況判断DI」(「中小企業景況調査」(中小企業庁)やGDPギャップの数値等を参考にする。				
合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	平成26年4月1日から平成28年3月31日まで (平成26年度~平成27年度)				
	同上の期間中 の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。				
	政策目標の 達成状況	日銀短観による全産業の業況判断DIは▲2(平成25年6月)、中小企業の業況判断DIは▲17.7(平成25年4~6月期)となっており、経済指数の一部で改善の動きが見られるものの、円安による輸入価格の上昇や国内財・サービスへの価格転嫁の困難さ、消費税を睨んだ駆け込み需要の反動や購買力の低下等も考慮が必要である。				
有	要望の措置の適用見込み	交際費は、商談や新規取引先の開拓など、企業の規模の大小を問わず、企業ビジネス上、必要な 経費であり、本措置によって、事業活動の円滑化、活性化を図るとともに、飲食店等における需要 喚起や派生需要が発生することが期待される。				
効 性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本措置によって、飲食店に対する需要はもとより、飲食店から派生して発生する需要の拡大を生み、経済全体で1.93の乗数効果が期待できる。				
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	該当なし。				
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	該当なし。				
相 当 性	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係					
	要望の措置の 妥当性	交際費課税制度については、自家消費的な部分や資本蓄積が阻害される傾向があることを理由に、 経済の発展に資する観点から、昭和29年度に制度創設されたものであるが、累次の制度改正により、 資本金 1 億円超の法人企業を中心に過度の交際費支出の抑制が見られ、経済活動の沈滞化を招く要 因となってきた。 こうした、経済社会情勢に鑑み、交際費課税の目的・範囲について本要望措置により見直すこと で、新規顧客の開拓や販売促進の手段としての交際費支出を促進し、低迷する企業活動の円滑・活 性化化を図る。また、飲食店営業を中心に消費の拡大を通じた経済の活性化を図ることにより、マ				

		クロ経済への効果が期待できる。
	ページ	<del>_</del>

税負担軽減措置等の 適用実績	平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度	際費支出額の推移 3,379,994 百万円 3,226,064 百万円 2,997,859 百万円 2,935,972 百万円 2,878,515 百万円		
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績				
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	は大法人において り、無駄な交際費	も顕著である。交際費は、1	は中小法人にとどまっていたが、 企業の大小を問わず、企業ビジネ いうのが経済界の声であり、従来 果税の緩和が求められる。	ス上必要な経費であ
前回要望時の 達成目標				
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由				
	昭和29年度(交際	 祭費課税の創設年度)		
		说の主な改正事項)		
		対象法人	損金算入限度額	
		 資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	
		5,000 万円以下	定額控除(300 万円)	
		1,000 万円以下	定額控除(400万円)	
これまでの要望経緯		資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	
	平成6年度	5,000 万円以下	定額控除(300万円) × 90%	
	<b> </b>	1,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 90%	
		資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	
	平成 10 年度	5,000 万円以下	定額控除(300 万円) × 80%	
		1,000 万円以下	定額控除(400万円) × 80%	
	平成 14 年度	資本金 5,000 万円超	全額損金不算入	
		5,000 万円以下	定額控除(400 万円) × 80%	
	平成 15 年度	資本金1億円超	全額損金不算入	
	77-1-1-2-1-	1 億円以下	定額控除(400 万円) × 90%	
	平成 18 年度	全法人	一人あたり 5,000 円以下の飲食費(社	

		内飲食費を除く)について、一定の要件
		のもとで交際費の範囲から除外
平成 21 年度	資本金1億円超	全額損金不算入
(経済危機対策)	1 億円以下	定額控除(600 万円) × 90%
平成 25 年度	資本金1億円超	全額損金不算入
十八八 25 千尺	1 億円以下	定額控除(800 万円) × 100%

ページ